

重要事項説明書

「外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護」

当施設はご契約者に対し外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護サービス(以下「特定施設サービス」という)を提供します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大慈厚生事業会
(2) 法人所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町 6 丁目 2 番 6 号
(3) 電話番号及びFAX番号 078-992-0065 (FAX078-992-6568)
(4) 代表者氏名 理事長 松井尚子
(5) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 28 日
(6) インターネットアドレス <http://www.daijien.com>

2. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階
(2) 建物の延べ床面積 6,800 m²
(3) 併設事業

事業の種類	事業者指定	利用定数
通所介護	大慈デイサービスセンター	30 名
短期入所生活介護	大慈弥勒園ショートステイ	15 名
特別養護老人ホーム	大慈弥勒園	100 名
訪問介護事業所	ヘルパーステーション大慈	
診療所	大慈診療所	

(4) 施設の周辺環境

神戸市営地下鉄 西神南駅より徒歩 700m、緑に囲まれ、落ち着いた雰囲気の中に施設があります。また、最寄駅周辺にはコープ西神南店のような大型店舗や、飲食店もあり都市の利便性と郊外の快適性を併せもった地域です。

3. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定特定施設入居者生活介護事業者・平成 18 年 4 月 1 日
介護保険事業者番号 第 2875202414 号

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし

て、ご契約者に対し特定施設サービスを提供します。

特定施設サービスは、養護老人ホームに入所中の方で要介護者に認定された方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 大慈吉祥園 特定施設入所者生活介護事業所
(4) 施設の所在地 兵庫県神戸市西区櫛谷町長谷 13-1
 交通機関 神戸市営地下鉄（西神南駅）徒歩 15 分
(5) 電話番号及びFAX番号 078-992-0065 (FAX 078-992-6568)
(6) 施設長(管理者)氏名 濱田 美余子
(7) 当施設の運営方針
 老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔・愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者的人権を尊重し、自立を目指して高齢者の精神的、肉体的な援助を行います。
 職員の研修を実施し、それぞれの専門性を高めていきます。
(8) 開設年月 平成 18 年 4 月 1 日
(9) 入所定員 70 人

4. 特定施設サービス利用対象者

- (1) 特定施設サービスを利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、利用できなくなることになります。
- (2) 利用契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、作成する「特定施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。

「特定施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ① 当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は特定施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

- ③ 特定施設サービス計画は、状態の変化や更新月もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、特定サービス計画を変更します。
- ④ 特定施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 居室・設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	70室(洋室)	トイレ(車椅子対応)・洗面所・ベッド・寝具類(上下布団)・枕・シーツ類)・タンス1棹・床頭台・ナースコール・冷暖房完備
食堂(ホール)	1室	
浴室	2室	男女別(手すり・シャワーキャリ一設置)

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈勤務体制〉

通常勤務(9:00～18:00) 夜勤勤務(16:00～10:00)2名 早出勤務1名・遅出勤務1名 を配置しています。

〈配置職員の職種と人数、職務内容〉

管理者(1名)兼務可	従業者の職務内容及びサービス提供について管理業務を行います。
生活相談員(1名)兼務可	日常生活上の相談及び支援を行います。
介護職員(10：1)	日常生活上の支援及び介護を行います。
介護支援専門員(1名)	特定施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

〈基本サービスの概要〉

特定施設サービス計画作成・契約者の安否の確認・契約者の生活相談等

(安否確認について)

- ・ナースコールの設置
- ・夜間の巡回(23:00 2:00 5:00)
- ・食事の際に出て来られない事があれば、必ず訪室し様子を伺います。
- ・一般入浴中の巡回(15:30~17:00と18:45~21:00)

〈受託居宅サービスの概要〉

訪問介護サービスの提供は、委託する指定居宅サービス事業所によって、特定サービス計画に基づき、ご利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの提供を行います。

【委託契約事業所】

- ◎ 訪問介護事業所 ヘルパーステーション大慈(社会福祉法人 大慈厚生事業会)
- ◎ 通所介護事業所 大慈デイサービスセンター(社会福祉法人 大慈厚生事業会)

※ 契約により通所サービスを受けることができます

① 食事

- ・当施設では、栄養士が栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- ・ご本人のお体の状態で、継続した食事療法が必要と判断された場合、医師の指示に従って、療養食を提供します。
- ・要介護状態に合わせた食事介助を行います。

② 入浴

- ・要介護状態に合わせた入浴介助を行います。
- ・入浴又は清拭を週2回行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を支援するため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ その他自立への支援

- ・身体状況に応じた洗濯の介助を行います。
- ・服薬管理が出来なくなった場合には、介助を行います。
- ・買物の代行や、送迎の援助を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉（別紙1参照）

ご契約者が利用した特定施設サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

※ 所得に応じて、免除・減免があります。

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については全額自己負担となることがあります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理容・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

③ 複写物の交付

ご契約者は、複写物を必要とする場合には自己負担になります。

④ 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤ 金銭管理

ご契約者の希望により、金銭管理代行サービスをご利用いただけます。

【保管管理者】 施設長

【出納方法】

- 1) 預金の入出金が必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出いたします。
- 2) 保管管理者は上記の届け出の内容に従い、預金の入出金を行います。
- 3) 保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、保管します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月21日までに口座振替対応します。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません)

医療機関の名称	みどり病院
所在地	兵庫県神戸市西区枝吉1丁目16番地
診療科	内・外・整形

9. 契約の終了について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第15条参照)

- ①事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ご契約者から退所の申し出があった場合
- ⑤事業者から退所の申し出を行った場合

⑥措置解除となった場合

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第16条参照)

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第17条)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ご契約者が連續して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ご契約者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①3か月以内の入院の場合

入院された場合には、契約を解除する場合があります。

②3か月以内の退院が見込まれない場合

契約を解除になります。

10. 身元引受人(契約書第19条)

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族にお引き受け就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限りません。

- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帶して、其の債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や物品等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただきます。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

11. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・相談受付窓口(担当者)：生活相談員・主任支援員・介護支援専門員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 10:00～17:00

行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体 連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号(078)332-5617 FAX番号(078)332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
○西区役所あんし んすこやか係	所在地 神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3 電話番号(078)929-0001 受付時間 9:00～17:00 月～金

12. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、確認します。
- ③非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な手続きを行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて開示させ、複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9:00～17:00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、衛生上問題がある食品の持込みはご遠慮下さい。

(2) 外出・外泊(契約書第20条参照)

但し、外泊については、最長で月8日間とさせていただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

14. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合限り、損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 事故発生時の対応について(契約書第24条参照)

当施設において、事故が発生した場合には速やかに契約者又はその家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録いたします。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止のための策を講じるものいたします。

平成 年 月 日

指定特定施設での特定施設入所者生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

大慈吉祥園 特定施設入所者生活介護

説明者職名 氏名 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設での特定施設入所者生活介護の提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所 神戸市西区檜谷町長谷 13-1

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

(契約者との関係)

※立会人

住所

氏名 印

(契約者との関係)

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（基本サービス）

要介護	82単位 / 日 (87円/日)
-----	--------------------

訪問介護サービス利用費

外部身体介護 1	15 分未満	95 単位	101 円
外部身体介護 2	15 分以上 30 分未満	191 単位	202 円
外部身体介護 3	30 分以上 45 分未満	260 単位	274 円
外部身体介護 4	45 分以上 60 分未満	346 単位	365 円
外部生活援助 1	15 分未満	48 単位	51 円
外部生活援助 2	15 分以上 30 分未満	95 単位	101 円
外部生活援助 3	30 分以上 45 分未満	143 単位	151 円
外部生活援助 4	45 分以上 60 分未満	191 単位	202 円
外部通院等乗降介助	1 回	86 単位	91 円

通所介護サービス

※2 時間以上 3 時間未満・1 回につき

要介護 1	239 単位	252 円
要介護 2	275 単位	290 円
要介護 3	311 単位	328 円
要介護 4	345 単位	364 円
要介護 5	381 単位	402 円

加算

特定施設障害者等加算	20 単位/1 日	21 円
介護職員処遇改善加算	利用サービス単位の 6%	円
サービス提供体制加算	6 単位/1 日	6 円